

(地 92)
平成15年7月10日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

重症急性呼吸器症候群（SARS）の疑いのある者の
初期の外来診療受入医療機関に対する補助金について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、別添のとおり、平成15年度疾病予防対策事業費等補助金（感染症対策基盤整備事業費）及び保健衛生施設等設備整備費補助金の整備計画書等の提出について、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部（局）長宛に通知がなされました。

本通知は、平成15年6月17日（地 79F）をもってお送りした重症急性呼吸器症候群（SARS）の疑いのある者の初期の外来診療の対応状況の調査結果を受け、本会より、国に対し、重症急性呼吸器症候群（SARS）の疑いのある者の初期の外来診療受入医療機関に対する補助金等財政的支援を強く要望していたところ、実現したものであります。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び重症急性呼吸器症候群（SARS）の疑いのある者の初期の外来診療受入医療機関等に周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

（1）各都道府県において、重症急性呼吸器症候群（SARS）に対応するため作成した行動計画等で、SARSの外来診療受入医療機関として指定した医療機関に対し、都道府県がマスク、ガウン、キャップ、シューズカバー、ゴーグル、ゴム手袋等のSARSを疑われる患者の診療に要する消耗品の備蓄を行った場合又は当該医療機関に対して助成を行った場合について、その備蓄に要した費用又は助成額に対し2分の1を補助する。（1医療機関40万円）

（2）各都道府県において、重症急性呼吸器症候群（SARS）に対応するため作成した行動計画等で、SARSの外来診療受入医療機関として指定した医療機関に対し、都道府県がSARSの疑いのある患者と他の患者を区分し診療するため必要な表示（案内）板、パーテーション、診療用の机、椅子、診療台等のSARSを疑われる患者を他の患者と区分して診療するために必要な備品を購入した場合又は補助を行った場合、その購入に要した費用又は補助額に対し2分の1を補助する。（1医療機関50万円程度を想定）

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

平成15年度疾病予防対策事業費等補助金（感染症対策基盤整備事業費）及び保健衛生施設等設備整備費補助金の整備計画書等の提出について

今般、重症急性呼吸器症候群（SARS）対策等について、緊急にその促進を図る必要があることから、下記項目について補助対象として追加することとしたので、注意事項に留意の上、整備計画書等を提出願いたい。

なお、他の事業等に係る整備計画書等の提出については、別途通知する。

記

1 平成15年度において補助対象として追加するもの

- (1) 感染症対策基盤整備事業について（平成11年4月19日健医発第683号厚生省保健医療局長通知）の別紙「感染症対策基盤整備事業実施要綱」中の3.事業の内容（5）その他感染症発生時のための事前対応措置の対象事業として、各都道府県において、重症急性呼吸器症候群（SARS）に対応するため作成した行動計画等で、SARSの外来診療受入医療機関として指定した医療機関に対し、都道府県がマスク、ガウン、キャップ等の患者診察用の消耗品の備蓄を行った場合又は当該医療機関に対して助成を行った場合について、その備蓄に要した費用又は助成額に対し2分の1を補助する。
- (2) 各都道府県において、重症急性呼吸器症候群（SARS）に対応するため作成した行動計画等で、SARSの外来診療受入医療機関として指定した医療機関に対し、都道府県がSARSの疑いのある患者と他の患者を区分し診療するため必要なパーテーション等の設備を購入した場合又は補助を行った場合、その購入に要した費用又は補助額に対し2分の1を補助する。

2 注意事項

- (1) 1の(1)に対する補助対象は、マスク、ガウン、キャップ、シューズカバー、ゴーグル、ゴム手袋等のSARSを疑われる患者の診療に要する消耗品の備蓄に要する費用とし、その額は1医療機関40万円（国庫補助額20万円）とする。
- (2) 1の(2)に対する補助対象は、表示（案内）板、パーテーション、診療用の机、椅子、診療台等のSARSを疑われる患者を他の患者と区分して診療するために必要な備品の購入に要する費用とする。
ただし、単価が50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。
- (3) SARSの外来診療受入機関であることが確認可能な書類（行動計画等の該当部分）を添付すること。
- (4) 2(2)については、カタログ（定価の分かるもの）、見積書及び配置図等を添付すること。

3 計画がある場合には、別紙様式に記載し、平成15年7月31日までに提出すること。

4 計画がない場合にも、「要望なし」として回答すること。

5 本通知に定める補助事業は、平成15年度限りの補助事業である。

別紙様式

1 消耗品等備蓄に対する助成等医療機関一覧

医療機関名	住 所	設置主体

2 SARSの疑いのある患者診療用備品購入一覧（医療機関別）

医療機関名	購 入 備 品	金 額
	計	

医療機関名	購 入 備 品	金 額
	計	

医療機関名	購 入 備 品	金 額
	計	

医療機関名	購 入 備 品	金 額
	計	